

全国農産物直売ネットワーク 会則

(名称)

第1条 本会は、全国農産物直売ネットワーク（以下「直売ネット」という。）と称する。

(目的)

第2条 全国の農産物直売所間の連携により課題解決や情報発信を進め、直売所の経営安定と持続的な発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 農産物直売活動の発展に役立つ次の活動を行うこととする。

- 1 農産物直売所の関係者の連携・ネットワーク化
- 2 全国農林水産物直売サミット・地方セミナー等の開催
- 3 農産物直売所に関する情報の収集・発信
- 4 農産物直売活動を支援する関連団体・企業等との連携
- 5 その他農産物直売活動の発展に役立つ活動

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する全国の農産物直売所、個人、法人等をもって組織するものとし、会員として入会しようとするものは入会申込書を提出するとともに、年会費を納入するものとする。

A 直売所会員（農産物直売所）	年会費 15,000円
B 個人会員（生産者、消費者、研究者等）	年会費 5,000円
C 法人会員（直売所以外の法人・団体等）	年会費 50,000円

(役員)

第5条 本会活動の円滑な推進に向けて、次の役員を置く。

代表 1名 副代表 2名以内 幹事 15名以内

(任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(任務)

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 代表は、本会を代表する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が欠ける時はその任務を代行する。
- 3 幹事は、本会活動の円滑な推進に向けて協力する。
- 4 役員報酬は支払わないものとする。

(役員会)

第8条 役員会は代表が招集し、年2回程度開催する(オンライン開催を含む)。役員会においては次の事項を審議する。

- 1 会則の変更
- 2 農産物直売所をめぐる課題及び直売ネットの活動方針
- 3 その他代表が必要と認める事項

(運営)

第9条 本会は、会員の年会費を主たる財源とし、事務局を担当する(一財)都市農山漁村交流活性化機構の支援を受けて運営するものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は(一財)都市農山漁村交流活性化機構の事務所内に設置し、事務局長を代表が任命する。

附則

- 1 本会則は、令和2年8月20日から施行する。
- 2 平成18年9月1日施行の会則は廃止するが、本会則の施行の際、現に会員であったものは本会則第4条に規定する会員とみなす。